

低層集合住宅の外部空間に関する研究

富樫 穎
藤本憲太郎
片山 恭弘

はじめに

本研究に先立ち、大阪市谷町の戦前長屋について実態調査を行なった。“低層集合住宅の外部空間の構成はいかにあるべきか”という一般的な計画課題を追求する上で、何がしかの有効な計画的知見が得られるのではないかと考えたからである。研究成果は「戦前長屋の外部空間とその使われ方」と題して大阪府立大学生生活科学部経要第29巻(1982.3)に詳述してあるので、ここでは省略する。

この研究を通じて問題となったのは、戦前長屋の路地はなぜあれほどアメニティを感じさせ、活性化した外部空間をつくりだしているか、という点であった。理由として考えられたのは次の三つである。第一は、戦前長屋という伝統的なコミュニティのまとまりの強さである。第二は、住戸が直接路地に面し、路地と表通りは木戸によって明確に分断されるという〈私〉・〈共〉・〈公〉の空間構成の巧みさであり、共用井戸、稲荷、植木鉢等の空間演出装置の存在である(図1)。第三は、コミュニティのありように関係するが、住戸水準の低さゆえに各戸の生活をあげつろげにしなければ住生活そのものも成り立たなくなるという点、すなわち路地の活性化は住戸水準の低さという負性に支えられたものではないか、という見解である。

これらの問題にこなえるためには、戦前長屋の他に文化住宅やテラスハウス、コモンスペースを持つ最近のいわゆるタウンハウス等を取りあげ、比較検討をしなければならない。本研究はその一連の研究の一つとして、大阪府下の8例の低層集合住宅団地を対象とした調査結果

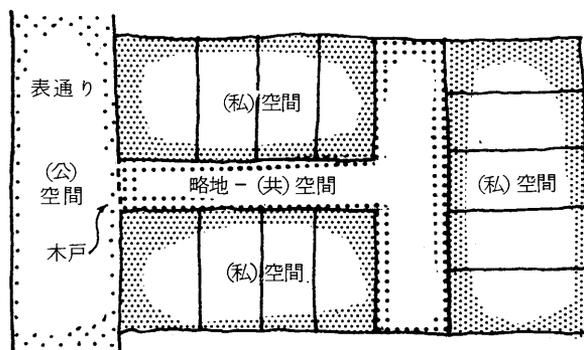


図1 <公>-<共>-<私>の空間構成

の概要を報告するものである。

1. 目的と方法

1-1 目的

- 1) 低層集合住宅の外部空間における発生行為を観察、記録し、外部空間の構成上の特徴点が行為の発生にいかなる影響を与えているか、各団地について概観する。
- 2) 発生行為別に発生量と団地別、空間構成別に検討し、発生行為の特性を明らかにする。
- 3) コミュニティのありようと発生行為量の関係について検討する。

1-2 調査対象団地

調査対象団地の概要を表1に示す。

1-3 調査方法

1-3-1 発生行為観察調査

行為者、行為内容、行為場所を10分間隔ごとに観察記録した。調査日時、天候については表2に示す。

調査は8月に実施したが、戦前長屋での調査(表3)では、発生行為は春、夏、秋の違いによって大きな差異がないことが判明している。また、10分間隔で記録あることについては、定点連続調査(表4)と比較した上で概略妥当であることが明らかになっている。

1-3-2 アンケート調査

居住者相互のつきあい、プライバシー等についてこのアンケート調査で、表1の9団地全戸の世帯主、主婦を対象に実施した。配布票数539(世帯主270, 主婦269)に対し、回収票数458(世帯主225, 主婦233)、回収率は85.0%(世帯主83.3%, 主婦86.6%)であった。

1-4 分析方法

1-4-1 行為分類

行為は連続し、移ろいやすい。得られたデータはその一断面を10分毎に観察、記録したものであるから、そのような行為の性格をふまえて行為分類を行なう必要が

表1 調査対象団地の概要

調査地名	所在地	事業主体	入居年月 (組合結成)	住戸数 (入居戸数)	戸当延床面積 (M ² /戸)	敷地面積 (M ²)	共用庭面積 (M ²)	戸当専用 庭面積 (M ²)	専用庭を もつ住戸数	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	<共>空間 の 管理形式
竹城台コーポティブハウス	堺市竹城台1丁12	泉北竹城台コーポ ティブハウス 協同建設組合	55.4 (53.12)	27 (26)	110.53	2,577.09	1,261.03	28.41	9	48.1	115.8	自主管理
原山台コーポティブハウス	堺市原山台4丁8-1	泉北原山台コーポ ティブハウス 協同建設組合	53.9 (51.12)	43 (43)	97.68	3,533.87	1,169.87	24.21	21	52.6	118.8	自主管理
庭代台タウンハウス	堺市庭代台4丁	大阪府企業局	50.1	40 (40)	104.44	6,367.69	1,954.50	81.25	36	29.2	65.6	自主管理
三原台タウンハウス	堺市三原台3丁12	大阪府企業局	54.6	32 (32)	92.38	4,724.60	1,759.92	44.38	32	35.9	62.6	自主管理
桃山台タウンハウスI期	堺市桃山台3丁5	大阪府企業局	52.11	53 (52)	100.24	6,465.39	987.92	53.46	53	40.9	82.2	自主管理
桃山台タウンハウスII期	堺市桃山台3丁5	大阪府企業局	53.3	29 (29)	99.53	4,482.12	1,343.26	70.46	25	31.5	64.4	自主管理
桃山台タウンハウスIII期	堺市桃山台4丁25~26	大阪府企業局	54.6	39 (39)	93.60	6,496.95	3,311.93	26.88	39	35.4	56.2	自主管理
千里王子住宅I期	吹田市山田西 ³ / ₂₆ -8	阪急電鉄 ㈱	52.8	12 (12)	91.23	1,691.14	695.43	29.06	12	46.4	74.5	委託管理
千里王子住宅II期	吹田市山田西 ³ / ₂₆ -3	阪急電鉄 ㈱	54.5	11 (11)	97.46	1,424.25	522.07	27.35	11	53.5	75.4	委託管理

表2 観察調査日時

プロジェクト	調査日	時間	天候	備考
原山台・庭代台	'80.8.10.11	7:00~18:50	晴	本稿は8.10.のデータ を使用
千里王子1・2	'81.8.23.	7:00~18:50	晴	-
桃山台I・II・III 三原台・竹城台	'81.8.30.31	7:00~18:50	晴	本稿は8.30.のデータ を使用

表4 定点連続観察調査日時

団地名	調査日時	時刻	天候
原山台	'81年6月5日(金)	13:00~17:00	晴
庭代台	'81年6月8日(月)	13:00~15:00	同上
千里王子住宅1.2	'81年8月23日(日)	9:00~12:00	同上
竹城台、三原台 桃山台1・2・3	'81年8月30日(日)	同上	同上

表3 戦前長屋観察調査日時

調査日時	時間帯	天候
'79年8月5日(日)	6:30~20:00	晴れ
'79年8月6日(月)	同上	同上
'79年8月8日(水)	同上	同上
'79年8月19日(日)	同上	同上
'79年11月4日(日)	7:00~17:00 (以降は雨で中止)	雲りのち雨
'79年11月5日(月)	同上	同上
'81年5月18日(月)	7:00~18:50	雲り

ある。

ここでは、観察調査の結果得られた具体的な行為内容を表5のように分類した。なお、二つ以上の行為が同時に行なわれる複合行為も若干観察されたが、これについては除外している。

1-4-2 共的空間の概念

外部空間は内部空間と異なり、一般には無限に連続する。したがって、何らかの基準をもって外部空間を区画しないと、外部空間と発生行為の関係を分析することができない。

そこで、本研究では、住棟等の構築物、植栽、地形等によって視覚的に切り取ることでできる外部空間を共的空間と呼ぶことにする。その場合、切り取り方にあいまいさが残る、という問題が付きまとう。したがって、共的空間の範囲の確定には、視覚的判断だけでなく、発生行為の傾向を合わせて検討するという視点も必要になるが、それでもなおあいまいになる面は否めない。

1-5 居住者の属性、階層性

表6に対象団地居住者の属性、階層性の概要を示す。

2. 外部空間の構成と発生行為の実態

2-1 桃山台タウンハウス1期

2-1-1 空間構成の特徴

最も典型的な歩路型の共用空間で、外部空間は歩路と街路によって直線的に構成され、次の特徴点がある(図2)。

- 1) 主要な動線軸は東側緑道と西側街路の南北軸である。
- 2) 東西軸は、北から〈街路-共用歩路-街路-共用歩路-街路〉の順に配列され、さらにこれらを南北に計12本の共用路地で結んでいる。

表5 行為分類

行為分類	行為内容
通行・出入り	(徒歩で・自転車で・バイクで・自動車で)通行, (徒歩で・自転車で・バイクで・自動車で)おでかけ・帰宅, (自転車に・バイクに・自動車に)乗る・おろす, 外に出る, 中へ入る, 車に荷物を載せる・おろす, 品物の配達, 見送り・出迎え, 新聞をとる, 車止めをとりのぞく, 回覧板をとどける
あいさつ・会話	あいさつ, 立話, すわって会話
遊び・育児	子供の一人遊び, 自転車・三輪車・ベビーカー遊び, ウロウロ, おしゃべり, ボール遊び, キャッチボール, マリつき, さいじり, 草摘み, ままごと, 虫採り・虫と遊ぶ, 動物の相手, 木に登る, ローラースケート, 竹馬・メンコ・かけっこ・ゴムとび・なわとび, パトミントン, 水遊び, おもちゃで遊ぶ, ゲームで遊ぶ, 読書, ブランコ, テニス, シャボン玉, 唄をうたう工作, ジャンケンをする, ねそべっている, 遊んでいる, 子供の相手・世話, 自転車にのるけいこ
家事	洗濯, 洗濯物干し・取り入れ, ふとん・シーツ類干し・取り入れ, ××を洗う・干す・ゴミ捨て, 水をすてる, 物干竿をふく, 窓をふく, 物置を片付ける, ホースをしまう, プールをしまう, 包丁をとく, ゴミを燃やす
休憩	休憩, 立っている, すわっている, 夕涼み, タバコを吸う
植木の手入れ・そうじ・その他	植木の手入れ, 庭の手入れ, 庭のそうじ, 水打ち, 家庭菜園の世話, ペットの世話, 洗車・車の整備, 自転車の手入, 溝そうじ, テニスの練習, ゴルフの練春, つり竿の手入, 体操をする, 髪の毛を乾かす, 殺虫剤をまく, 物を食べる・飲物を飲む, テントを干す, テントをたたむ, 捜し物をする, 窓・ドアの修理, 犬を洗う, 網戸をはめる, 犬を家に入れる, バイクの修理, 家の中の人と何かしゃべる, 車・バイクにカバーをかける, 絵を描く, 散髪をする, 写真を撮る

表6 調査対象団地の居住者属性、階層性

団地名	底層 1階 2階 3階 4階 5階	住居 3 4 5 6	階層 1 2 3 4 5	年齢 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代	性別 男 女	職業 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	世帯 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	世帯 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 																										
-----	----------------------------------	------------------------	-----------------------------	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

- 3) 住棟のグルーピングは、共用歩路をはさんで向いあう2列の住棟を1単位として計画され、団地は2つの住棟グループで構成されている。
- 4) 共用歩路に向いあう住戸の専用庭はエントランスヤードで、歩路地盤面から高さ130cm程度の生垣で飾られている。エントランスヤードから住戸内へは、南入住戸がLまたは私室に、北入住戸が洗面所または私室に続いている。
- 5) 街路に面する住戸の専用庭はリビング兼サービスヤードとカーポートで、リビング兼サービスヤードと街路は70cm程度の生垣で区別されているが、カーポートを経由して街路へ出ることができる。リビング兼サービスヤードは、南入住戸がDKあるいはLDKまたは洗面所に、北入住戸が洗面所とLDK、DKとLあるいはDとLに続いており、街路側の外部空間はいわば飾り気のない空間になっている。
- 6) 街路と緑道はアスファルト舗装であるが共用歩路と路地は裸地である。

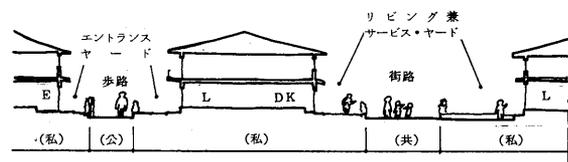
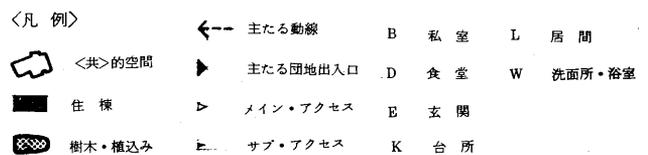
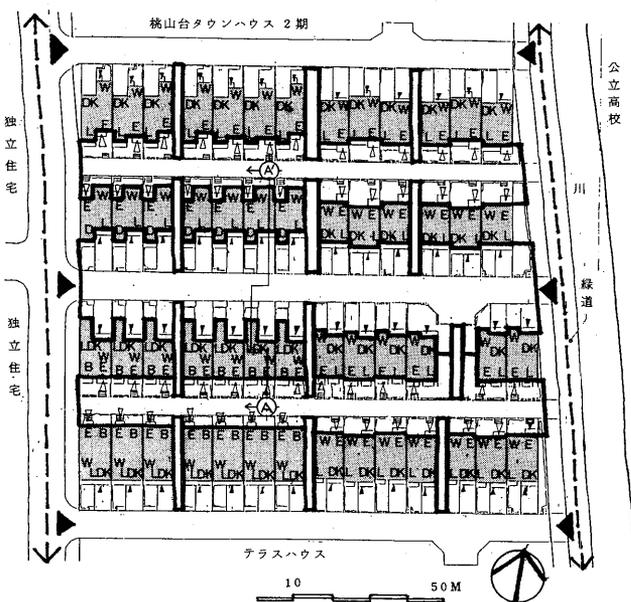
2-1-2 発生行為の実態

図3～6は、発生行為の件数をプロットしたものである。これによれば、東西方向の街路・歩路、路地の外部空間の使われ方に次のような傾向があることがわかる。

- 1) 通行量は中央の街路が最も多い。次に北側と南側の街路が多く、2本の共用歩路の通行量は少ない。
- 2) あいさつ・会話は、通行量の多い中央街路で発生する割合が高い。
- 3) 遊び・育児行為も中央街路の外部空間（向かいあうリビング兼サービスヤード、カーポートを含む）

に発生しやすい。歩路にも発生しているが、エントランスヤードでの発生件数が少ないため、エントランスヤードを含んだ歩路の外部空間の発生件数は中央街路の外部空間に比べて少ない。また、特定の路地に集中していることも特徴的である。なお、周囲の街路にも分散的に発生しているが、通行量の少ない街路の方が多く発生する傾向がある。

- 4) 家事行為はエントランスヤードでは少なく、街路に面する専用庭で発生している。特に、南側街路に面する専用庭に発生しやすい。なお、家事行為が街路および歩路にはみだしてはいない。
- 5) 休憩行為も中央街路を中心とする外部空間、特に中央街路に向いあう専用庭で発生しやすい。
- 6) 植木の手入れ・そうじ・その他の行為は、北側と南側の街路に面する専用庭で多く発生している。
- 7) 総合的にみれば、中央街路を中心とする外部空間での行為発生件数が最も多く、北側および南側街路を中心とする外部空間が次に続き、共用歩路での行為発生件数は比較的少ない。
- 8) 住戸への出入口を共用歩路に向かい合わせることで出合いの機会をつくりだせるという考え方があがるが、以上の傾向からみれば必ずしもそうとは言えない。共用の外部空間の活性化をねらうのであれば、むしろ中央街路を共用歩路にすべきである。それは、LDKに続く専用庭が私的な行為を発生しやすく、そのことによって外部空間がインフォーマルなものとなるからである。
- 9) 北側および南側の街路に面する専用庭にも比較的多くの行為が発生しているが、中央街路ほどイン



A-A' 断面図

図2 桃山台1期の空間構成



＜凡 例＞ ● 通行・出入口 ● あいさつ・会話
 図3 通行・あいさつ・会話の発生場所

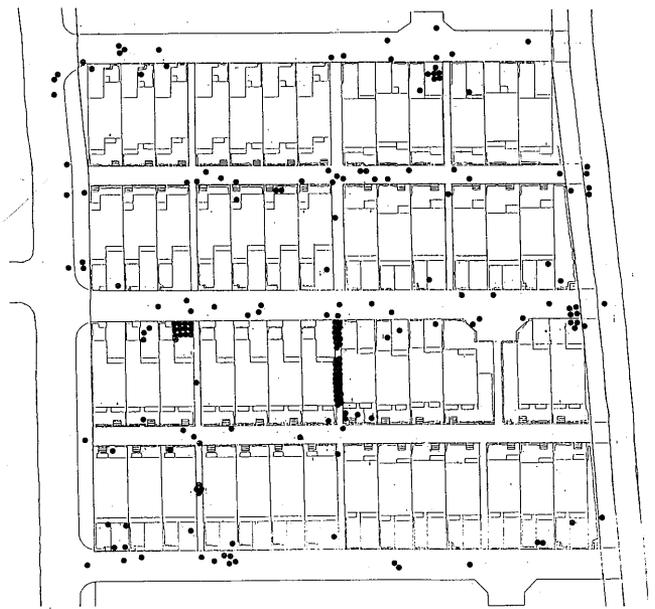


図4 遊び・育児の発生場所

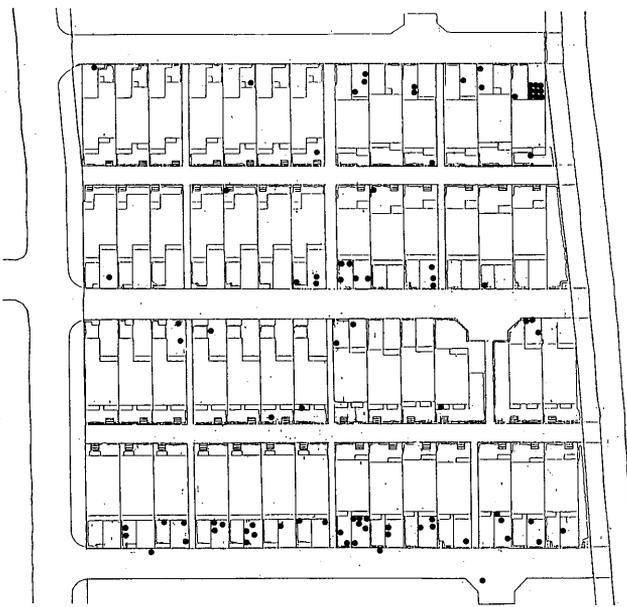


図5 家事の発生場所



＜凡 例＞ ● 植木の手入れ・そうじ・他 ■ 休憩

図6 休憩・植木の手入れ・そうじ・その他の発生場所

フォーマルな性格の空間となっているとはいえない。これは、街路をへだてた向こう側は別の自治会になっているため、北側および南側の街路がよりフォーマルな公道として意識されていることによると思われる。とくに注目してよいのは、北側街路に続く桃山台2期の専用庭である。これは、桃山台1期の場合と同様に、LDKに続いてリビン

グ兼サービスヤードが街路に面していながら、桃山台1期の中央街路ほど行為は発生せず、あいさつ、立話しについては桃山台1期の専用庭で1件のみ、桃山台2期側では1件で発生していない。

2-1-3 共的空間の範囲

外部空間の構成上の特徴と発生行為の傾向から総合的

に判断すると、桃山台1期の共的空間は次のような空間で成り立っていると考えられる(図2の太枠で囲った部分)。

- 1) 北側共用歩路とそれをはさむエントランスヤード
- 2) 中央街路とそれをはさむリビング兼サービスヤード、カーポート
- 3) 南側共用歩路とそれをはさむエントランスヤード
- 4) 共用路地(12本)

2-2 桃山台タウンハウス2期

2-2-1 空間構成の特徴

桃山台1期の北側に連続して位置する。緩やかな曲線の歩路とその両側の芝生、小広場によって構成される歩路、小広場型の共用空間を敷地中央にもち、外部空間の構成には次のような特徴点がある(図7)。

- 1) 周囲が街路によって囲まれているが、主要な動線軸は、桃山台1期と同様に、東側緑道と西側街路の南北軸である。
- 2) 住棟のグルーピングは、桃山台1期と同じく、共用歩路をはさんで向かいあう2列の住棟を1単位としてまとめているが、桃山台2期の場合は1単位で完結させている。
- 3) 共用歩路に向かいあう住戸の専用庭は、桃山台1期と同様にエントランスヤードで、歩路地盤面から高さ130cm程の石堀、生垣、金網フェンス等でかざられている。また、エントランスヤードから住戸へは南入住戸がLに、北入住戸が洗面所に続いている。
- 4) 共用歩路に向かいあう住戸のうち、桃山台1期と異なる点は、路地から玄関へアプローチする2階建てフラット形式の8戸の住棟部分で、1階部分4戸の専用庭はLと私室に続くリビング兼サービスヤードとなっており、南側の歩路とは高さ130cm程の金網フェンスあるいは生垣で区画され、外へは出られない。
- 5) 街路に面する住戸の専用庭は、桃山台1期と同様にリビング兼サービスヤードおよびカーポートで、南入住戸がDKと洗面所に、北入住戸がLDKに続いている。2階建てフラット形式の住棟部分の北側は私室に続いてバルコニー(実態は物置場)がとられ、地盤面から高さ150cm程の塀がまわっており、外部へは出られないようになっている。
- 6) 歩路に直交する路地が5本あり、北側道路と南側道路をつないでいる。
- 7) 歩路と路地はアスファルト舗装、小広場はレンガタイルと芝生が半々、その他の部分は芝生となっており、裸地はない。

2-2-2 発生行為の実態

図8~11は、発生行為の件数をプロットしたものである。これによれば、街路および歩路・小広場の使われ方に次のような傾向があることがわかる。

- 1) 通行量が相対的に多いのは南側街路で、敷地中央部の共用歩路と北側街路はほぼ同じである。
- 2) あいさつ・立話は共用歩路・小広場と路地で発生している。北側街路と西側街路でも発生しているが、桃山台2期居住者の行為であるかどうかは判別しがたい。
- 3) 遊び・育児行為は、東側道路に面する特定の場所に集中しているが、それを除くと共用歩路・小広場と周辺街路に分散する傾向がある。
- 4) 家事行為は、共用歩路・小広場とエントランスヤードでの発生件数は少ない。しかし、2階建てフラット形式の1階住戸の専用庭では比較的多く発生している。他の住戸が街路側にLDKまたはDKに続くサービスヤードを持つのに対して、これらの住戸は私室に続く北側のバルコニーしかなく、実際には物置場になっていること、また、他の住戸に2階のバルコニーにフトン・洗たく物類を干せるが、これらの住戸にはこれに相当するものがないこと、の2点が理由であると考えられる。なお、家事行為は北側街路に面する専用庭よりも南側街路に面する専用庭の方が発生しやすい。
- 5) 休憩行為の発生についてはとくに集中する場所がみられず、分散的である。
- 6) 植木の手入れ・そうじ・その他の行為は、共用歩路・小広場とエントランスヤードには少なく、街路に面する専用庭に多く発生している。
- 7) 総合的にみれば、共用歩路・小広場の外部空間(エントランスヤードを含む)での行為発生件数は北側および東側街路を中心とする外部空間(専用庭を含む)と同程度で、必ずしも多いとは言い難い。
- 8) その理由は、桃山台1期の共用歩路を中心とする外部空間の場合と同様に、共用歩路・小広場に玄関アプローチとエントランスヤードが面することによってその外部空間が相対的にフォーマルな空間になるからである。

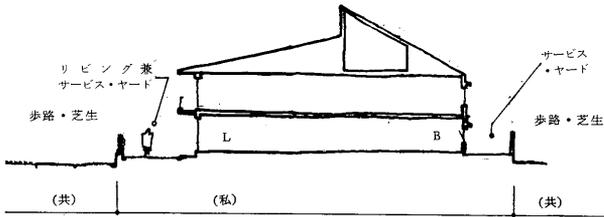
2-2-3 共的空間の範囲

外部空間の構成上の特徴と発生行為の傾向から総合的に判断すると、桃山台2期の共的空間は次のようになる(図7の太枠で囲った部分)。

- 1) 東西方向の共用歩路とその両側の芝生、小広場および玄関アプローチとエントランスヤード(東北端部の歩路は公道に沿う側道としての性格が強いので除外)



A-A'断面図



B-B'断面図

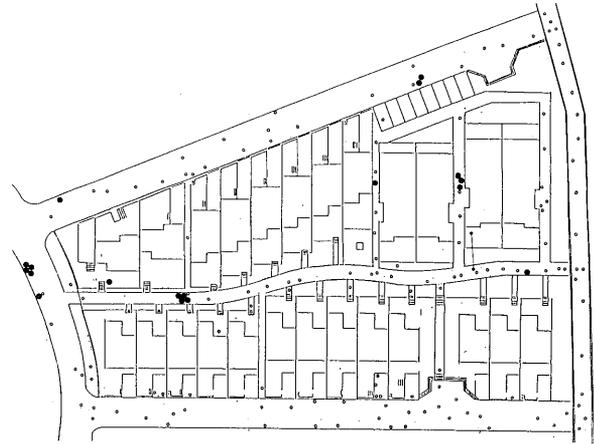


図8 通行・あいさつ・会話の発生場所

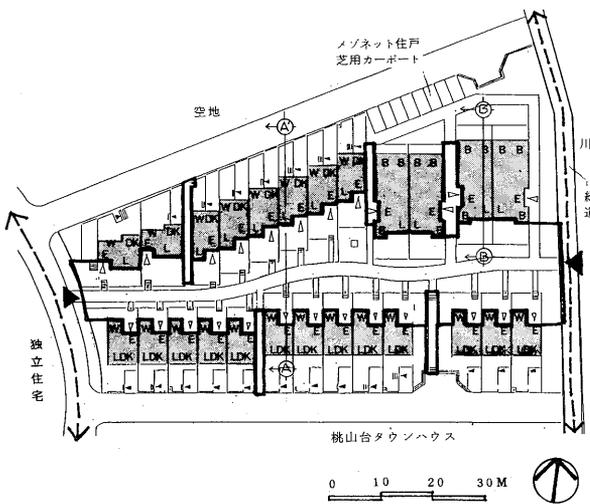


図7 桃山台2期の空間構成

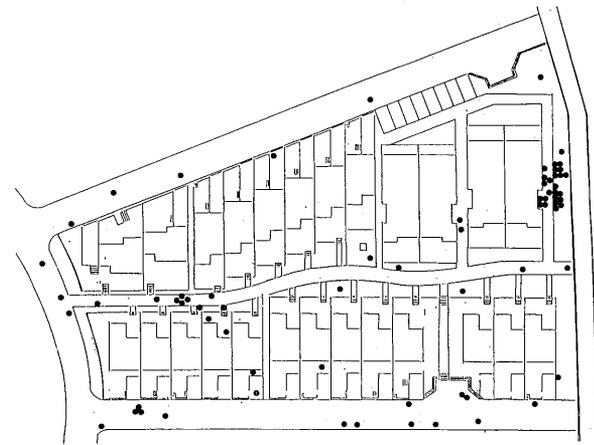


図9 遊び・育児の発生場所

2) 共用路地 (5本)

2-3 庭代台タウンハウス

2-3-1 空間構成の特徴

桃山台2期と同様な歩路・小広場型の共用空間を敷地中央部にもつ。外部空間の構成には次の特徴点がある(図12)。

- 1) 主要な動線軸は東西軸であり、敷地中央部の共用歩路もこれに並行している。したがって、南北の街路に発生する交通が敷地内を通過しやすい条件がある。
- 2) 敷地は西から東へ傾斜し、共用歩路も同様である。フラットな部分は、歩路の間に設けられた3ヶ所の小広場と東端部の歩路および小広場である。
- 3) 植栽が豊富で、歩路は植栽によって南側と北側の2本に分けられている。小広場にも植栽があり、とくに中央部の小広場については植栽部分が多い

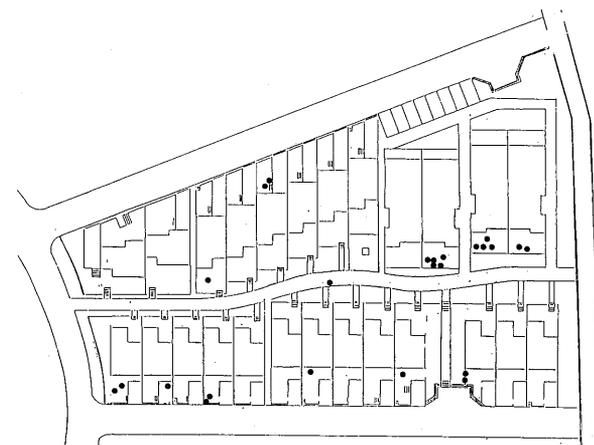
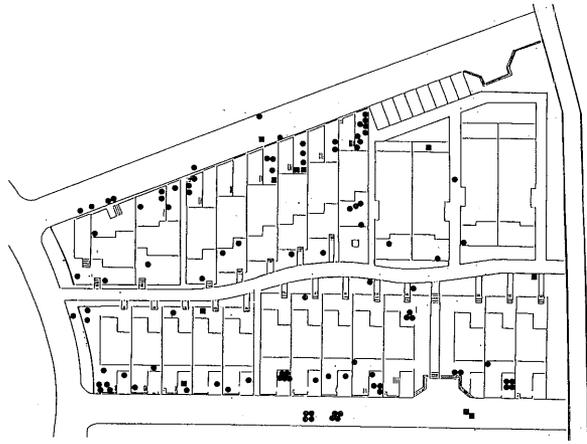


図10 家事の発生場所

ので広場とは言いがたい空間になっている。また、西側入口部分の南入住戸の前の植栽は、歩路から住戸への視線をさえぎっている。しかし、東端部



<凡 例> ● 植木の手入れ・そうじ・他 ■ 休 憩

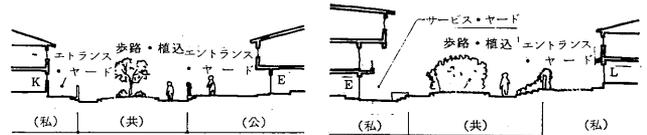
図11 休憩・植木の手入れ・そうじ・その他の発生場所

の住戸前の植栽は視線の高さ以下で、歩路からエントランスヤードをみることができる。

- 4) 歩路に面する専用庭はエントランスヤードで、南入住戸はリビングルームに北入住戸ではDKまたはKおよび洗面所に続いている。エントランスヤードには高さ130cm程の生垣がまわされ、共用歩路の植栽とともに玄関まわりをかざっている。また、西側北入住戸の10戸（3階建スキップ形式、上階5戸下階5戸）のエントランスヤードには生垣はないが、植木鉢等がおかれ アプローチの階段とともに玄関まわりをかざっている。



A-A' 断面図



B-B' 断面図

C-C' 断面図

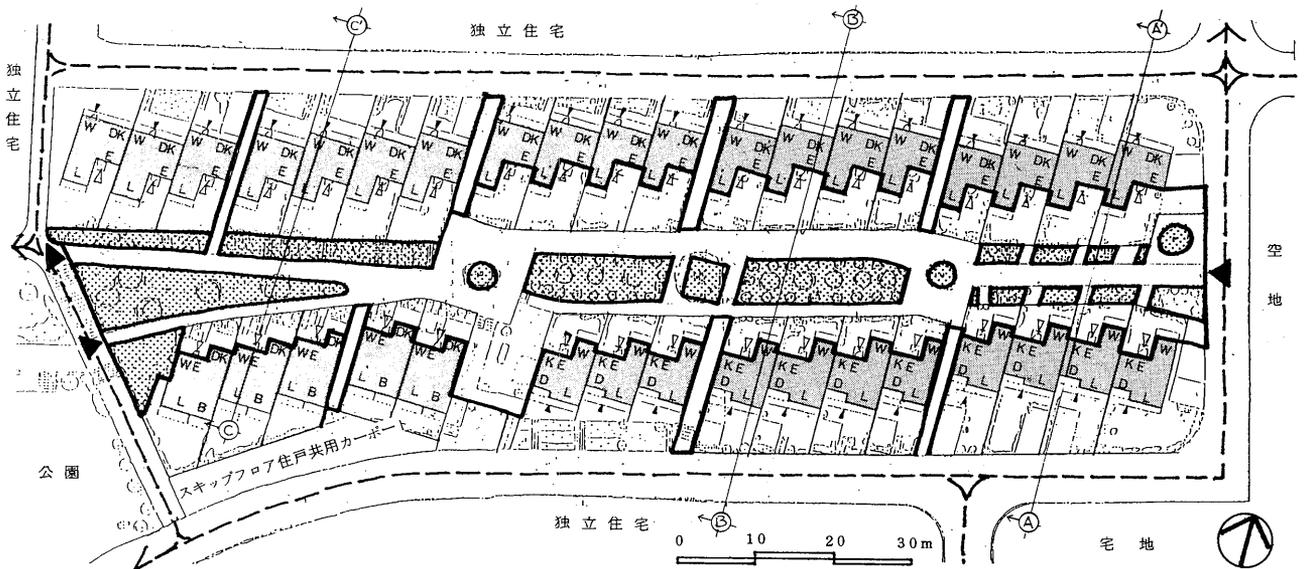


図12 庭代台の空間的特徴

- 5) 北側および南側街路に面する専用庭は、南入住戸がリビング兼サービスヤードとカーポートでDKと洗面所へ続き、北入住戸はリビング兼サービスヤードとカーポートでリビングルームと食事室へ続いている。3階建てスキップ形式の10戸のカーポートは共用で、下階5戸の専用庭はリビング兼サービスヤードになっており、リビングルームと私室へ続いている。
- 6) 路地は7本あり、北側街路と南側街路をつないでいる。
- 7) 歩路はアスファルト舗装、小広場および路地はレンガタイル敷である。

2-3-2 発生行為の実態

図13~16は、発生行為の件数をプロットしたものである。これによれば、街路および歩路・小広場の外部空間の使われ方には次の傾向がある。

- 1) 共用歩路の通行量は、南北の街路に比してやや多くなっており、通過交通が発生していると考えられる。
- 2) あいさつ・立話は、周辺街路ではほとんど発生せず、共用歩路での発生が量も多い。次いで、エントランスヤードで多く発生している。
- 3) 遊び、育児行為は、4ヶ所の小広場のうち最も面的な拡がりがある西側の小広場を中心に東西の歩路および南側街路へと広がっている。しかし、南

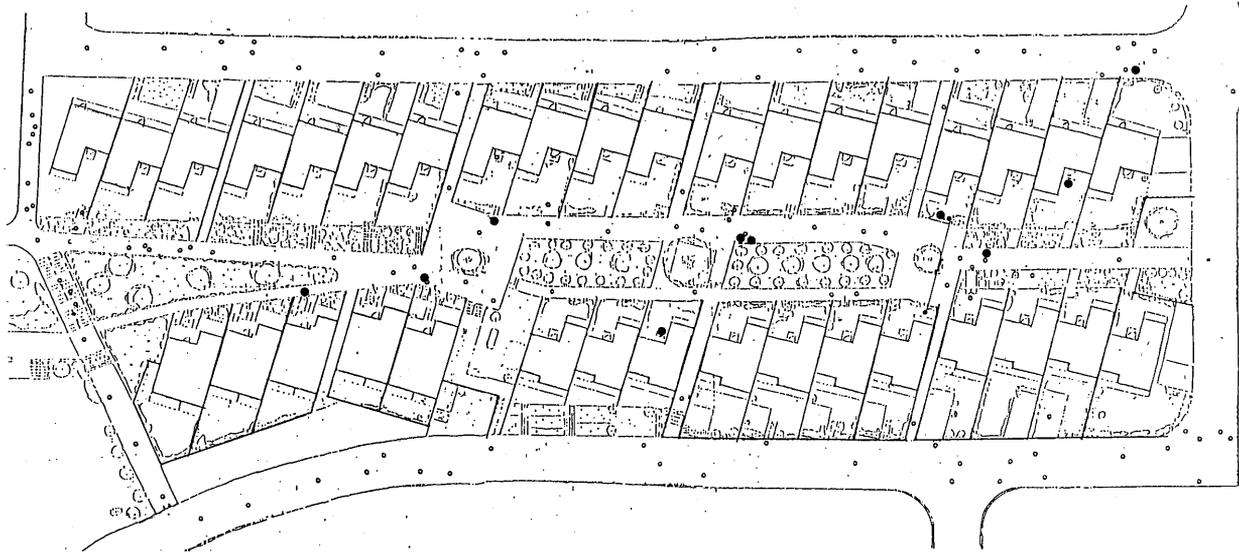


図13 通行・あいさつ・会話の発生場所

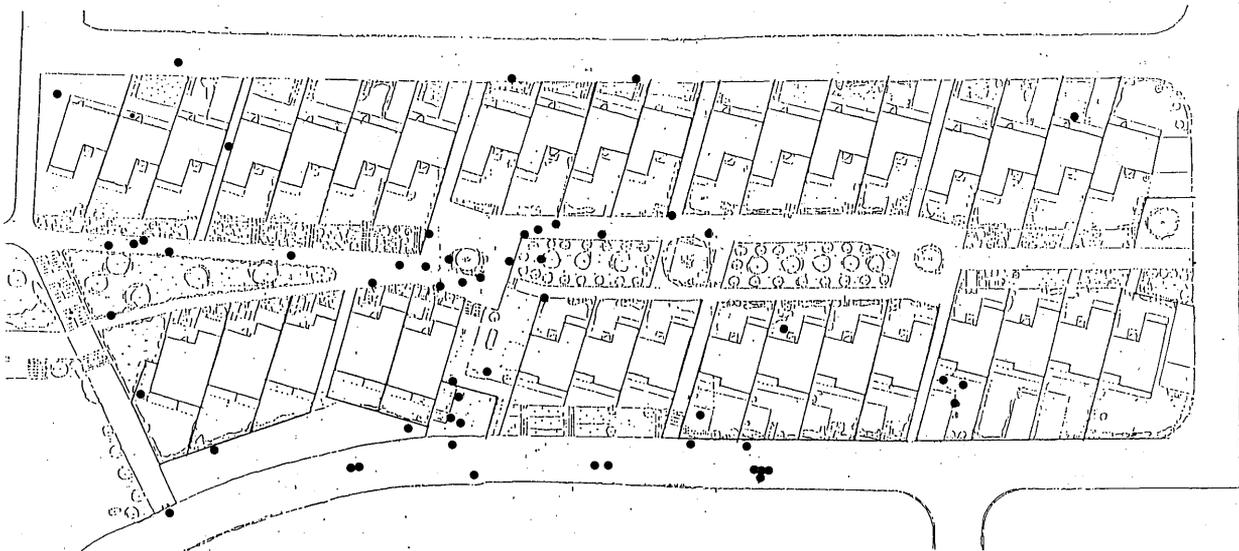


図14 遊び・育児の発生場所

側街路の遊びや育児行為は、向いの独立住宅から発生している可能性もある。また、北側街路や専用庭における発生量は少ない。

- 4) 家事行為は、南入居戸の北側専用庭に比較的多く発生している。エントランスヤードでは南入居戸で若干みられるが、北入居戸ではほとんど発生しない。また、北入居戸南側の専用庭でも若干発生している。
- 5) 休憩行為は、エントランスヤードと北側街路に面する専用庭においてのみ発生し、街路や歩路ではみられなかった。
- 6) 植木の手入れ・そうじ・その他の行為は、エントランスヤードよりもリビング兼サービスヤードで

多く発生している。また、北入居戸と南入居戸のエントランスヤードでの発生量を比較すれば、南入居戸の方が多い。これはエントランスヤードに面する部屋が、南入居戸では居間でつながり、出入りが可能なのに対し、北入居戸では洗面所・浴室でつながり、ここからの出入ができないためであると考えられる。

- 7) 総合的にみれば、共用歩路よりも専用庭での行為発生量が多く、エントランスヤードよりはリビング兼サービスヤードの方が多い。
- 8) その理由としては、桃山台1期・2期の共用歩路と同様に、共用歩路・小広場に玄関アプローチとエントランスヤードが面することによって、その

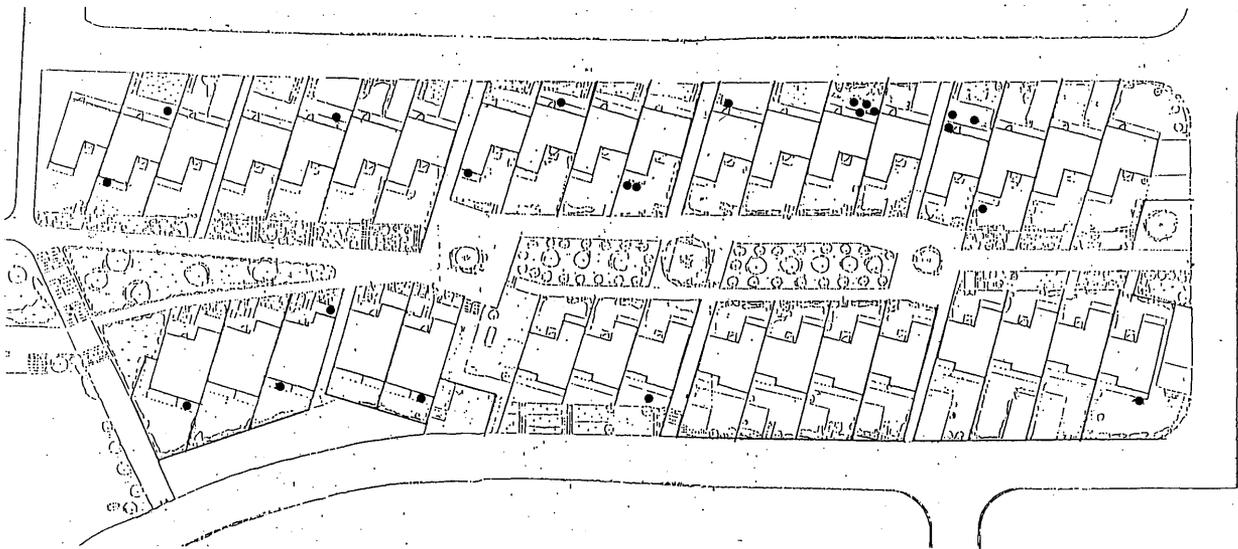


図15 家事の発生場所

<凡例> ● 植木の手入れ・そうじ・他
■ 休憩

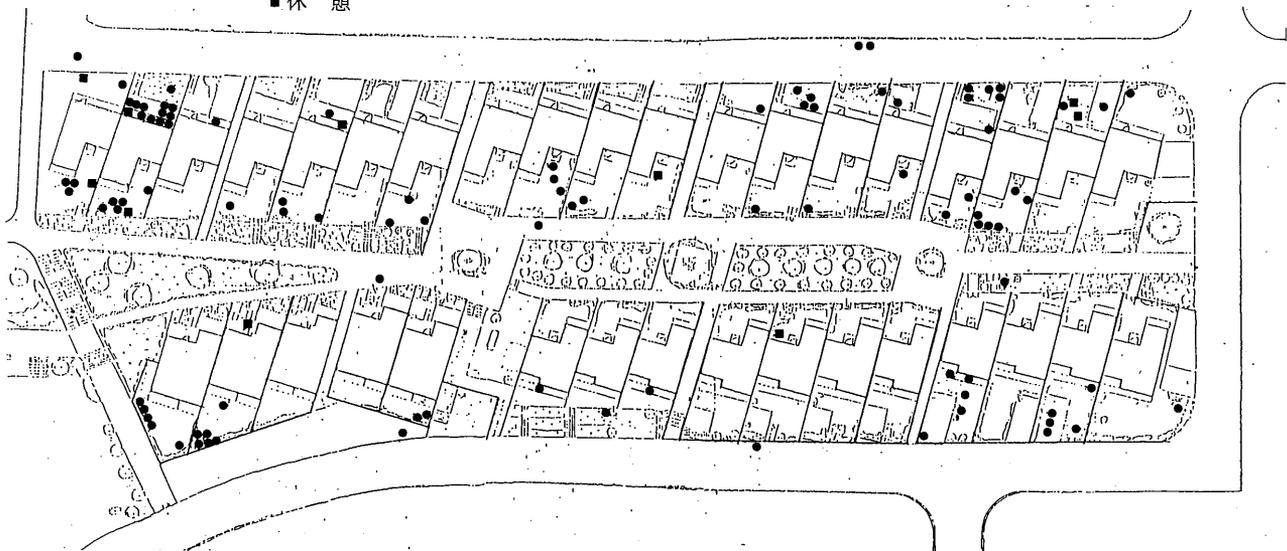


図16 休憩・植木の手入れ・そうじ・その他の発生場所

外部空間がよりフォーマルな性格を強められるためであると考えられる。

2-2-3 共的空間の範囲

外部空間の構成上の特徴と発生行為の傾向から総合的に判断すると、庭代台の共的空間は次のようになる(図12の太線枠で囲った部分)。

- 1) 共用歩路と4ヶ所の小広場およびエントランスヤード(西側北入住戸7戸のエントランスヤードは歩路よりも高くなっている上に、視線をさえぎる植栽があり、閉鎖性が強い。したがって、共的

空間には入れない)。

- 2) 共用路地(7本)
- 3) 植栽が施された部分は人が立ち入ることができないので除外する。

2-4 原山台コーポラティブハウス

2-4-1 空間構成の特徴

住棟によって囲まれる広場型の共用空間を持ち、外部空間の構成には次のような特徴がある(図17)。

- 1) 主要な動線軸は西側緑道と北側街路である。
- 2) 広場が緑道から1~3m下がっていることに加

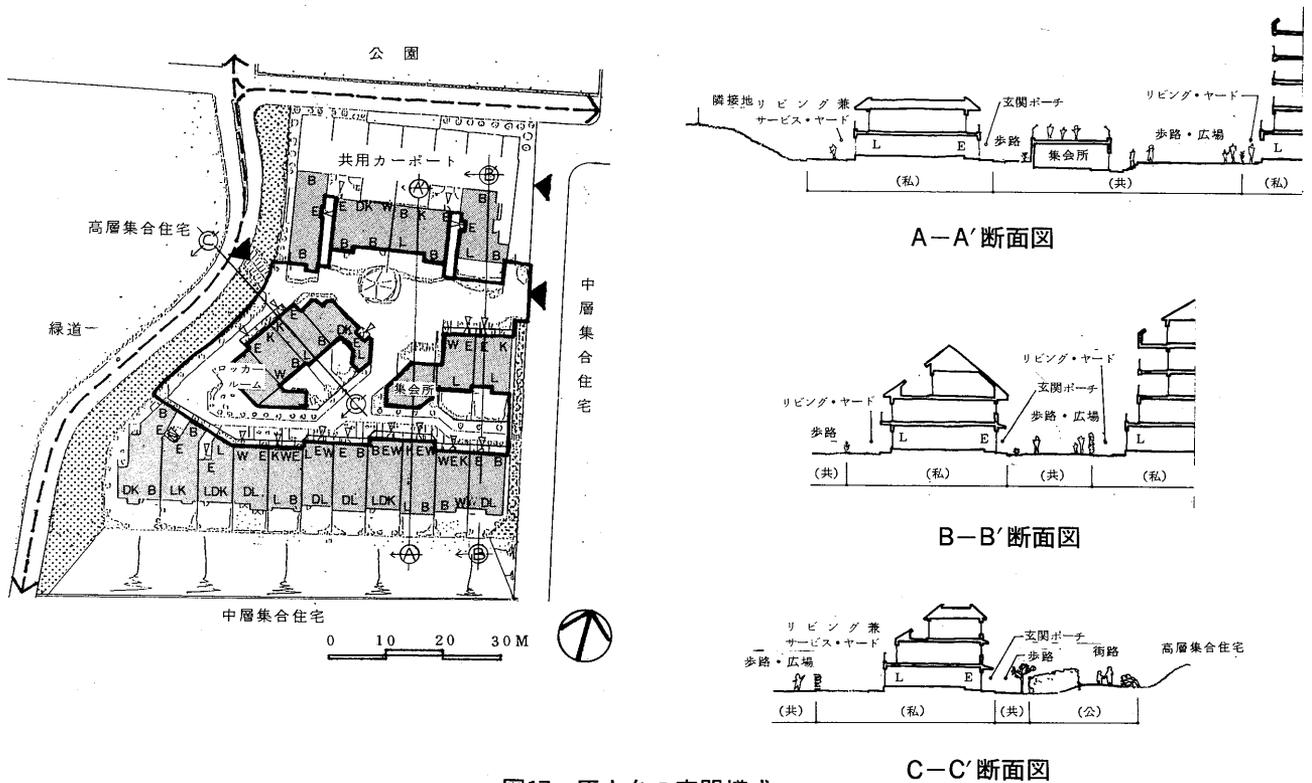


図17 原山台の空間構成

え、住棟の配置と高さ（2～5階建て）を変化させることで、囲われ感と広がりを感じさせる広場をつくりだしている。

- 3) 広場に面する住戸の専用部分は北入住戸の玄関ポーチと南面の専用庭である。広場に面する玄関まわりはエントランスヤードがなく、玄関ポーチと住戸の居室の壁・窓が直接広場とつながっている。専用庭は住戸南側の居室）掃出窓）と広場との間に設けられているが、広場と専用庭の間にはレベル差がなく、生垣の高さも約100cm程で、広場との連続感が強い。
- 4) 広場に面さない専用庭は敷地の南側に位置する住棟の南庭で、LDKに続く住戸が多い。
- 5) 広場はレンガ敷、植込み部分の足もとにもレンガ積み、広場全体をかざりの空間としてしつらえている。
- 6) カーポートは共用で、敷地北側にまとめている。
- 7) カーポートと広場をつなぐ路地が2本あり、土間コンクリート仕上げで、上部は2階住戸が乗っている。

2-4-2 発生行為の実態

図18～21は発生行為の件数をプロットしたものである。これによれば、住棟で囲まれた広場、路地、その他の外部空間の使われ方には次のような傾向があることがわかる。

- 1) 東側街路の通行は、団地の東側入口から北側にかけて大量に発生しているが南側には発生していない。これは、西側緑道と東側街路をむすぶ広場の通過交通が発生していることを意味する。敷地の東北端方向の街路に露店があり、さらにその先には近隣センターが位置しているので、買物客の通過交通であると推測される。
- 2) あいさつ・立話は広場の真ん中でなく、広場に面する専用庭の前や玄関まわりで多く行なわれている。周辺街路でも発生するが、原山台の居住者によるとは限らない可能性がある。
- 3) 遊び・育児行為も広場に集中して発生するが、広場の真ん中に使われていない。共用カーポートも比較的よく使われている。
- 4) 家事行為は広場に面さない専用庭でよく発生しているが、広場に面する専用庭ではほとんど発生していない。
- 5) 休憩行為は、あいさつ・立話の場合と同様に広場と専用庭の接点、玄関まわりの部分で行なわれる。
- 6) 植木の手入れ・そうじ・その他の行為は、広場に面さない専用庭に多く発生している。広場に面している専用庭での発生件数は少ない。また、玄関まわりにも若干発生している。
- 7) 総合的にみれば、広場での行為が非常に多く、その大部分を遊び・育児行為を占めている。

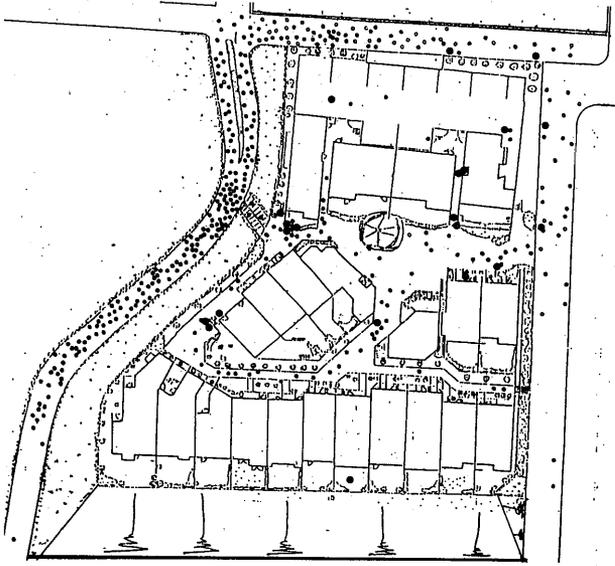


図18 通行・あいさつ・会話の発生場所

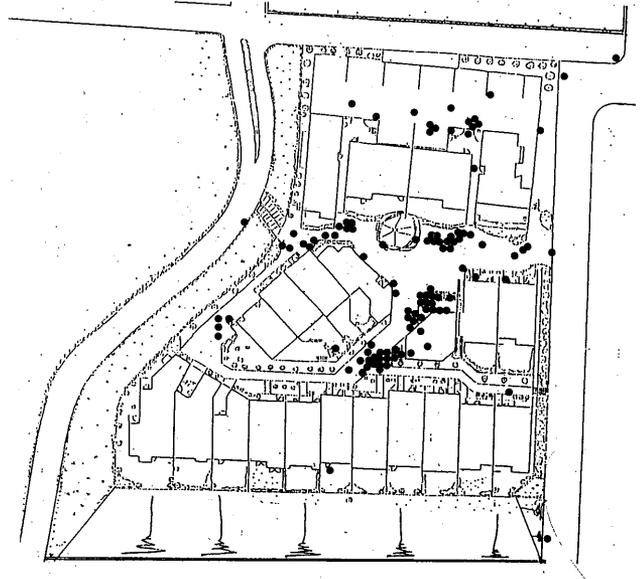


図19 遊び、育児の発生場所

<凡 例> ●植木の手入れ・そうじ・他
■休憩

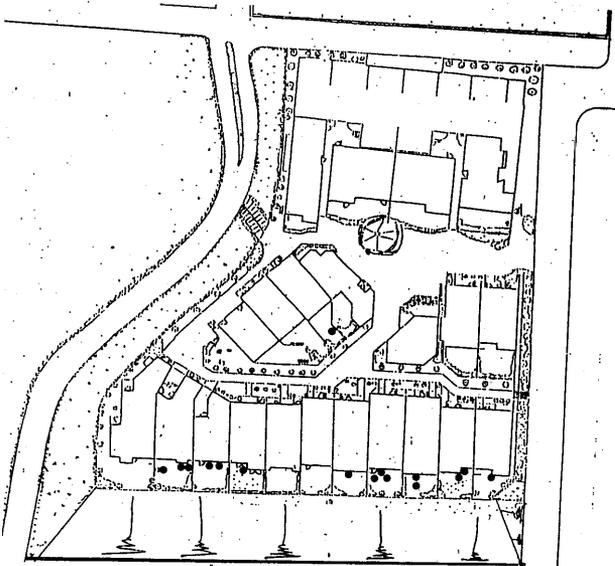


図20 家事の発生場所

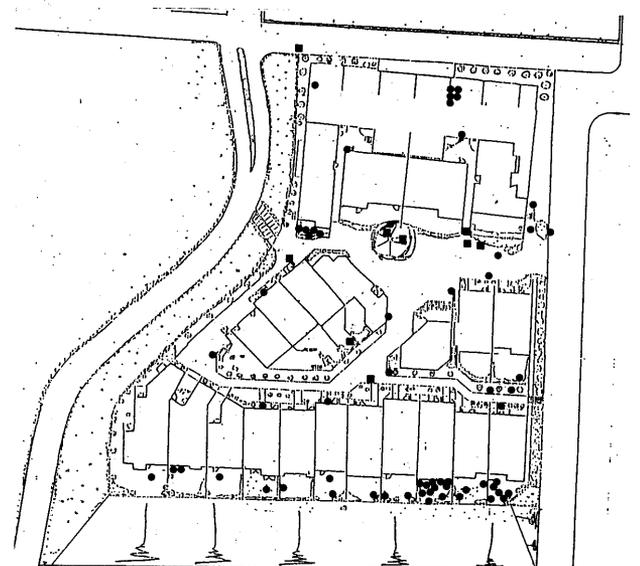


図21 休憩・植木の手入れ・そうじ・その他の発生場所

8) 広場に面する専用庭での発生行為件数は、広場に面さない専用庭に比べると圧倒的に少ない。つまり、広場に面する専用庭では家事や趣味等の私的行為を自己規制している、と言える。自治会では専用庭の生垣の高さを規制するなど美観を守るためのとりきめをしており、広場が全体のエントランスヤードの役割、すなわちかざりの空間になっているためである。しかし、北棟西側1階住戸の専用庭の場合は、自己主張し、リビングルームと私室に続く専用庭の生垣の高さを170cm程にして広場からの視線をさえぎっている。

2-4-3 共的空間の範囲

外部空間の構成上の特徴と発生行為の傾向から総合的に判断すると、原山台の共的空間は次のようになる(図17太枠で囲んだ部分)。

- 1) 住棟によって囲まれる広場および広場に面する専用庭(北棟西側1階の専用庭を除く)。
- 2) 広場をつなぐ歩路および歩路に面する専用庭。
- 3) 中央西棟と西側緑道によって囲まれる歩路
- 4) 共用路地(2本)

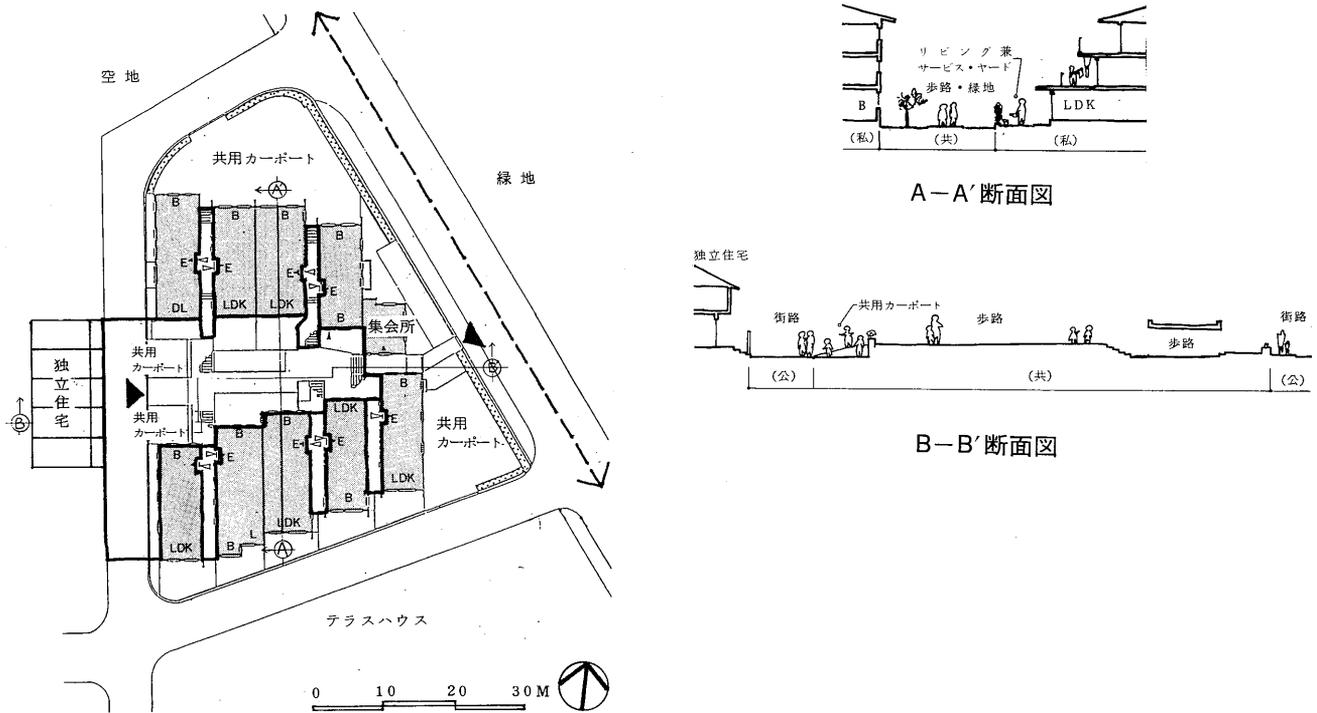


図22 竹城台の空間構成

2-5 竹城台コーポラティブハウス

2-5-1 空間構成の特徴

広場型の共用空間であるが、原山台に比べて狭い。3階建ての住棟にはさまれたやや線形の空間であるので、歩路型の要素ももっている。外部空間の特徴点は次のとおりである(図22)。

- 1) 東側の幹線道路は通行量が多いが、ほとんどが通過交通である。住区の最北端に位置しているため、他の3街路には通過交通がほとんど発生しない。したがって、広場の通過交通もほとんどない。
- 2) 団地の入口へは、南から西側街路を通過してアプローチするルートと東側幹線道路からアプローチする2つのルートがある。
- 3) 東側入口部分は、北側集会所の屋根が南側住棟の壁面までのびており、空間的に閉じられた感じをつくりだしている。それに対して、西側入口部分は、広がりを感じさせる空間構成になっている。また、西側街路の向かい側にはミニ開発による建売住宅が建っているため、西側入口部分の広場と街路は、囲われ感をもった一体的な外部空間をつくっている。
- 4) 広場は西側および東側街路から100cm程レベルが高く、西側入口からは斜路で、東側入口からは階段でアプローチする。西側斜路の両側にはカーポートがとられている。
- 5) 各戸へは路地からアプローチするので、玄関部分

は広場に面さない。広場に面する北側1階住戸の専用庭は、広場よりも30cm程レベルが高く、高さ100cm程の生垣がまわり、広場と直接出入りできない。南住戸は、私室の壁と腰窓が直接広場に面している。

- 6) 南側住戸の専用庭は南側街路に面し、住戸内へはLDK, L, 私室へ続く。
- 7) 広場に直交する路地が5本あり、北側の2本は北側共用カーポートへ抜けられるが、南側の3本は通りぬけられない。
- 8) 歩路はクリンカータイル仕上げ、両側の芝生予定地は海成粘土質土壌のため裸地のままである。路地は土間コンクリートで、一部分が3階住戸までの階段・廊下の下部になる。
- 9) 広場および西側街路の植栽は乏しく、全体として飾り気のない空間を構成している。

2-5-2 発生行為の実態

図23~26は、発生行為の件数をプロットしたものである。これによれば、広場、路地、街路の外部空間の使われ方に次のような傾向のあることがわかる。

- 1) 広場の通行量が多い上に広場の面積が狭いため、通行量の密度が高い。
- 2) あいさつ・立話は広場と西側街路の入口部分に発生している。ただし、西側街路の発生件数には、向かい側の建売居住者の発生行為も含まれる可能

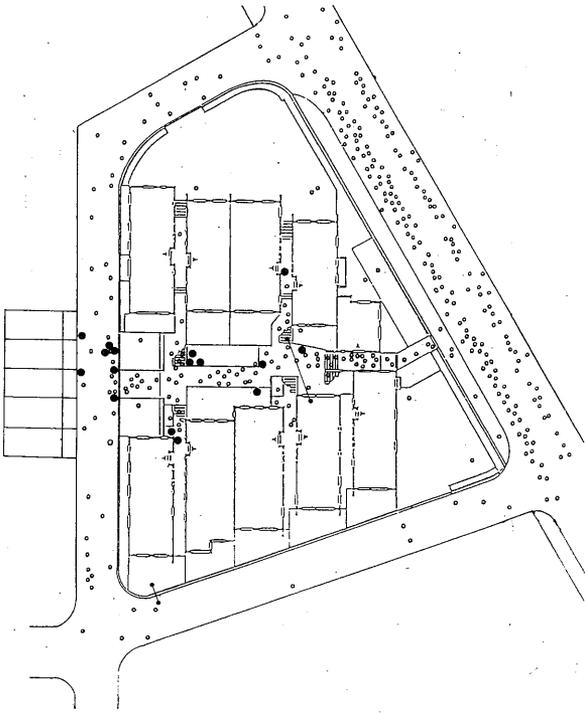


図23 通行・あいさつ・立話の発生場所

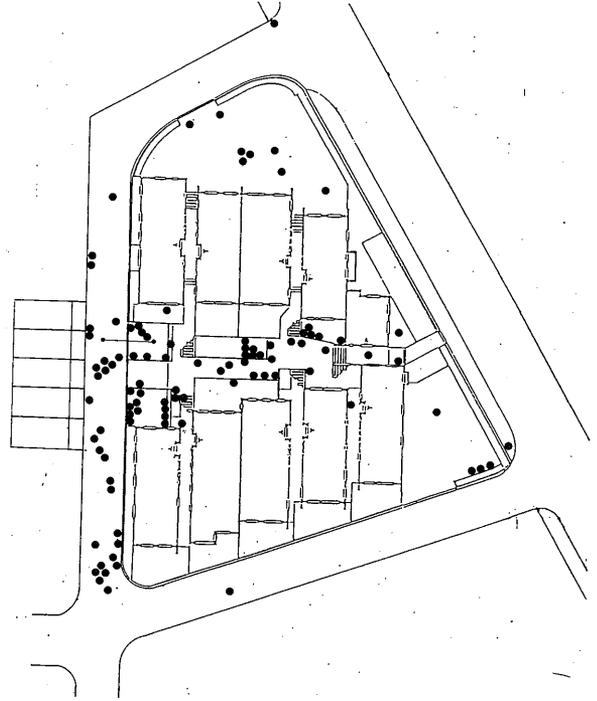


図24 遊び・育児の発生場所

<凡 例> ● 植木の手入れ・そうじ・他
 ■ 休憩

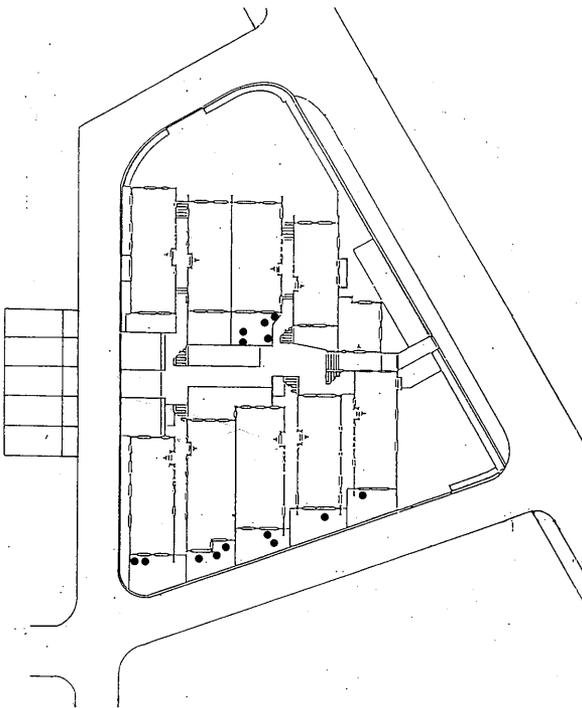


図25 家事の発生場所

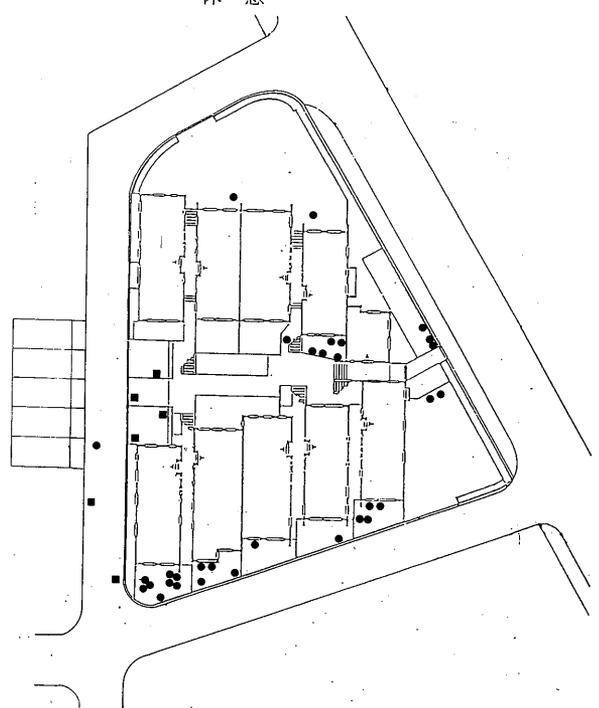


図21 休憩・植木の手入れ・そうじ・その他の発生場所

性がある。

- 3) 遊び・育児行為は、広場と西側街路南半分に集中している。ただし、西側街路および西側入口部分については、向かい側建売住宅の子供も含まれている可能性がある。この他、北側共用カーポートと南東端共用カーポートにも発生している。なお、通過交通の多い東側幹線道路にはほとんど発生しない。
- 4) 家事行為は広場に面さない専用庭に多く発生し、サービスヤードとして機能している。しかし、広場に面する専用庭では1戸にしか家事行為が発生していない。
- 5) 休憩行為は東側入口部分と西側街路に発生している。
- 6) 植木の手入れ・そうじ・その他の行為も家事行為とよく似ており、広場に面さない専用庭ではよく発生しているが、広場に面する専用庭には1戸しか発生していない。
- 7) 総合的にみれば、広場と西側入口部分から西側街路の南半分にかけて発生行為が集中している。西側街路向かい側の建売住宅からの発生行為も含まれるであろうが、広場の面積が狭いために大半は

団地居住者の行為が街路へはみだしたものであると考えられる。

- 8) 広場に面する専用庭の発生行為は、広場に面しない専用庭の発生行為に比べて少ない。原山台に比べると飾り気のない空間であり、また美観についても特別のとりきめもないため、原山台に比べると私的行為が多くなっているが、それでも共的空間への遠慮の意識が働いているのかもしれない。

2-5-3 共的空間の範囲

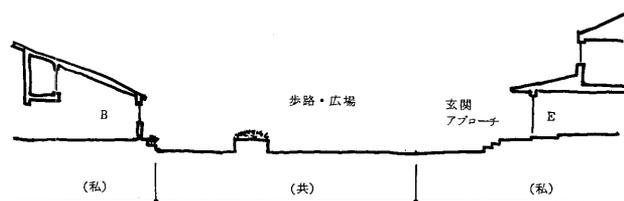
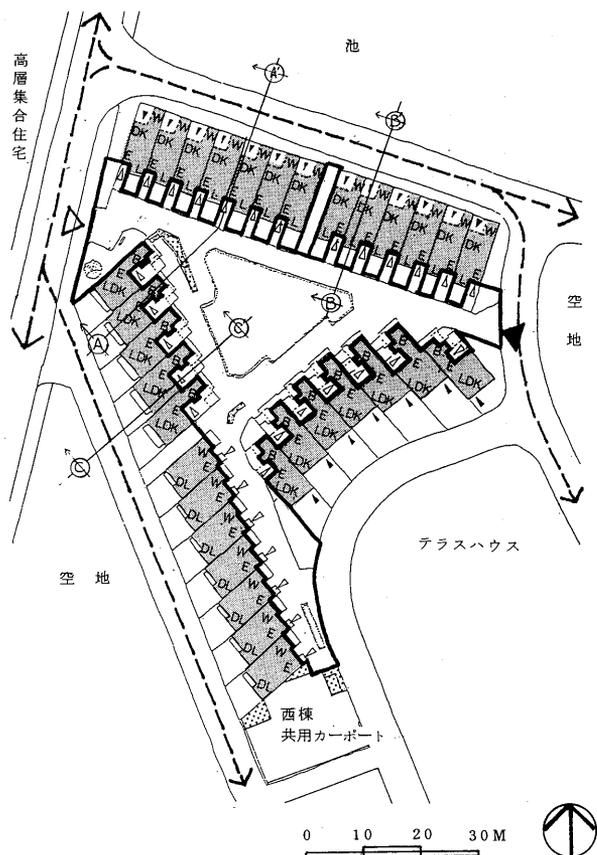
外部空間の構成上の特徴と発生行為の傾向から総合的に判断すると、竹城台の共的空間は次のようになる(図22の太線枠で囲われた部分)。

- 1) 住棟で囲まれた広場および専用庭
- 2) 西側入口部分から西側街路の南半分
- 3) 共用路地(5本)

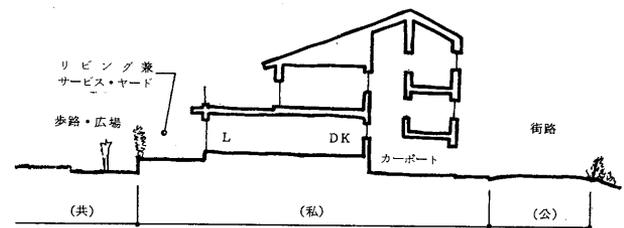
2-6 三原台タウンハウス

2-6-1 空間構成の特徴

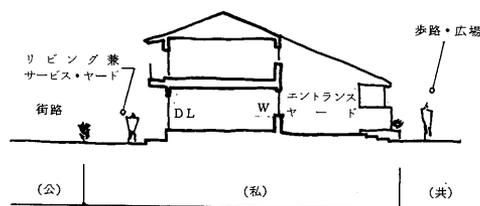
住棟によって囲まれる広場型の共用空間を持つ。空間構成には次のような特徴がある(図27)。



A-A'断面図



B-B'断面図



C-C'断面図

図27 三原台の空間構成

- 1) 広場は、3列の住棟によって囲われ、三角形の形状をしている。
- 2) 住棟の外周は街路で、広場側には住棟に接して3本の直線状の共用歩路がとられている。その歩路によって囲われた空間が広場で、芝生が植え込まれている。
- 3) 主要な動線軸は、団地北西端の主要入口部分に面する幹線街路から北東側の外周街路と南西側の外周街路に分かれ、広場には通過交通が発生しにくい動線軸になっている。
- 4) 住戸の玄関はすべて共用歩路からアプローチするようになっているので、広場には玄関まわりが面するようになっている。南入住戸の場合は、広場側の専用庭が歩路から70cm程レベルが上り、さらに高さ150cm程の生垣をまわしており、広場からの視線をしゃ断している。この専用庭はリビングルームに続いており、リビング兼サービスヤードとなっている。したがって、広場と連続している部分は玄関アプローチ部分のみである。広場に面する北東入住戸と北西入住戸の場合は、住棟内に引込んだエントランスヤード（歩路から30cm程上っている）と私室および私室前の植込みが広場に面している。広場に面さない北東入住戸の場合は、玄関ポーチと洗面所前の植込みが歩路に面している。したがって、広場および歩路を中心とす

る外部空間は、玄関および玄関まわりの植込みによってかざられた空間になっている。

- 5) 広場を囲む住棟は、南入住戸のみが3階建てで、他は2階建てである。広場の広さの割には住棟の高さが低く、また単調な住棟構成になっていることもあって、囲われ感を乏しくしている。
- 6) 周辺街路に面する専用庭は次のようになっている。南入住戸の場合はカーポートのみで、住戸内へは洗面所に続いている。北東入住戸の場合は、カーポートが共用で専用庭はLDKまたはDLに続き、リビング兼サービスヤードになっている。専用庭は街路との間にレベル差はないが、周囲には高さ120cm程の生垣、金網フェンスなどがまわされ、街路とは出入りできないようになっている。北西入住戸の場合は、専用庭とカーポートがLDKに続く。専用庭はリビング兼サービスヤードになっており、街路より30cm程立ち上り、高さ120cm程の生垣、金網フェンスなどがまわされている。
- 7) 広場と街路をつなぐ共用歩路が2本ある。
- 8) 共用歩路および路地はカラーアスファルト舗装になっている。広場部分は芝生のみで樹木はない。

2-6-2 発生行為の実態

図28~38は発生行為の件数をプロットしたものである。これによれば、街路、歩路、広場の使われ方に次の

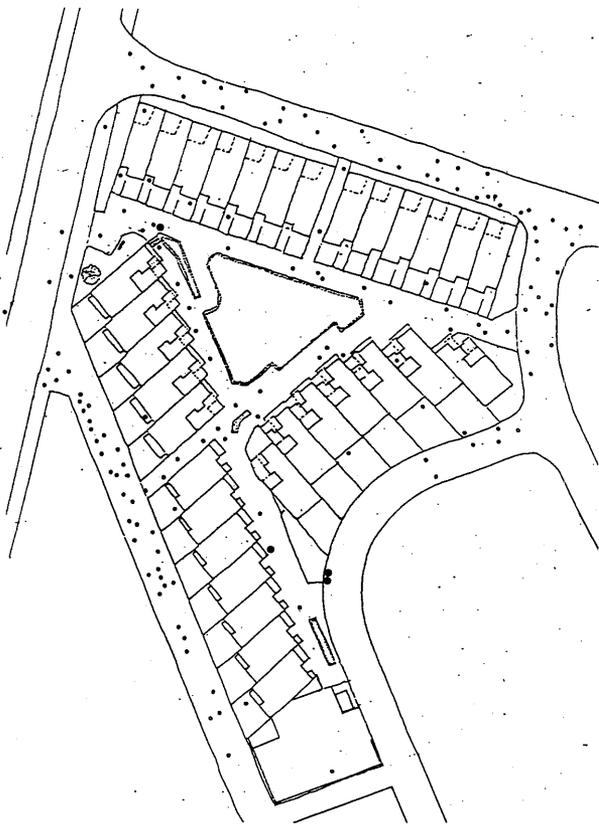


図28 通行・あいさつ・会話の発生場所

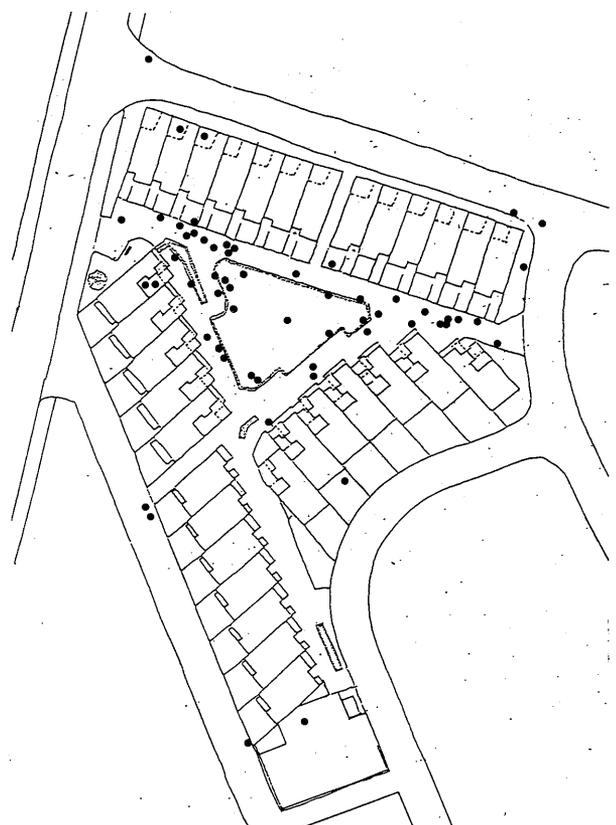


図29 遊び・育児の発生場所

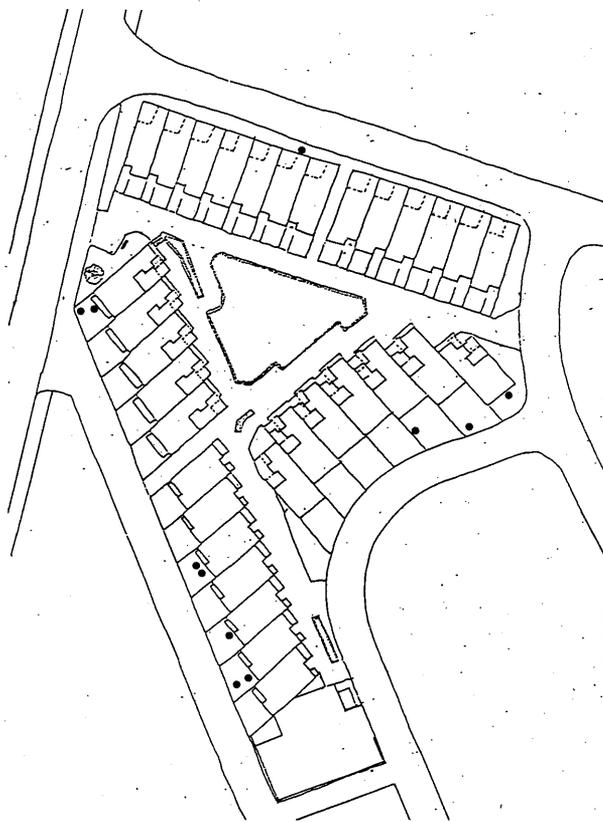


図30 家事の発生場所

傾向があることがわかる。

- 1) 歩路・広場の通行量は極めて少ない。
- 2) あいさつ・立話の件数も少ない。発生場所は共用歩路の動線上にある。
- 3) 遊び・育児行為は広場を中心に分散して発生している。しかし、広場の真ん中に発生することは少なく、2列の住棟がせまる端部の囲われ感のあるところにやや集中する傾向がある。
- 4) 家事行為の発生件数は少ない。広場側には発生せず、街路側に若干発生している。
- 5) 休憩行為は、歩路、広場、街路、サービスヤード等に分散して発生している。
- 6) 植木の手入れ・そうじ・その他の行為はリビング兼サービスヤード、各戸付カーポートで多く発生している。広場および広場に面するところでは、南入住戸の生垣の高い専用庭で比較的多く発生しているが、他は少ない。
- 7) 総合的にみれば、歩路・広場に発生する行為量はそれ程多くはない。これは歩路・広場がかぎりの空間になっているのに加え、囲われ感の乏しい空間になっているためである。

<凡例> ● 植木の手入れ・そうじ・他
■ 休憩

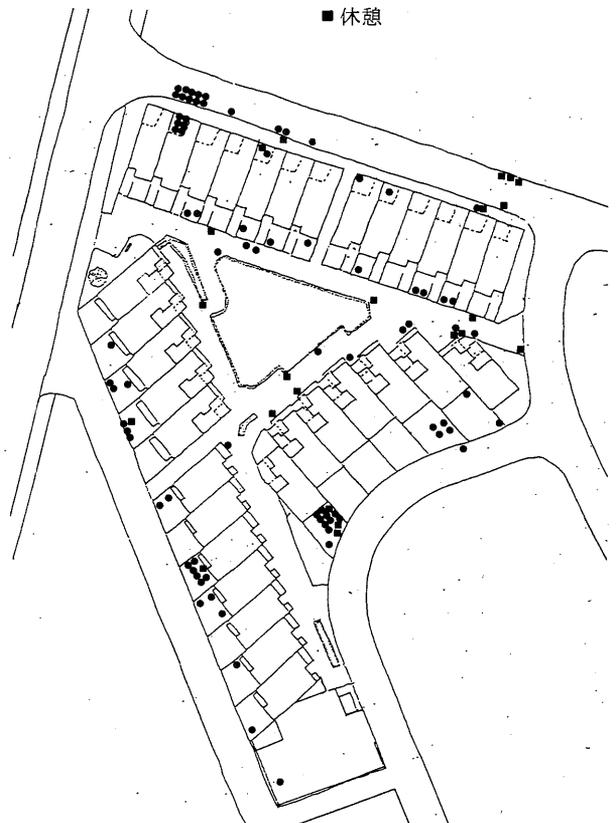


図31 休憩・植木の手入れ・そうじ・その他の発生場所

2-6-3 共的空間の範囲

外部空間の構成上の特徴と発生行為の傾向から総合的に判断すると、三原台の共的空間は次のようになる(図27太線枠で囲まれた部分)。

- 1) 共用歩路・広場とそれに面する玄関ポーチ、玄関アプローチ、エントランスヤード、住戸前植込み部分(南西入住戸の高い生垣で囲われた専用庭を除く)
- 2) 共用路地(2本)

2-7 桃山台タウンハウス3期

2-7-1 空間構成の特徴

桃山台2期と同様な歩路・小広場型の共用空間を持つが、異なっている点は数本の歩路が直交していること、したがって歩路に沿って配置される住棟の軸線も直交していること、の2点である。外部空間の構成には次の特徴点がある(図32)。

- 1) 敷地へは東・南方向からアプローチする。敷地の北側は畑地で、住宅地の端に位置し、周辺街路の発生交通は少ない。また、敷地は周辺より1-2メートル高くなっている。したがって、共用歩路・小広場に通過交通は発生しない。

- 2) 周辺街路は敷地の北、東、南の三方にある。これに沿って敷地緑辺を共用歩路がまわり、東端、南端、西端の共用カーポート（全戸共用）をつないでいる。この外周共用歩路に沿って外側の住棟が配置され、外周道路から玄関にアプローチする。南側外周歩路に面する住戸の玄関まわりは、高さ100cm程の石塀で囲われたエントランスヤードを持つが、東入住戸は玄関ポーチが直接東側歩路につながっており、北入住戸も若干の植込みがあるだけで、とくに玄関まわりとしてしつらえているわけではない。
- 3) 敷地内部の歩路・小広場には、玄関と私室が向かいあう空間と専用庭が向かいあう空間とに分けられる。
- 4) 玄関まわりが向かいあう歩路・小広場には、歩路と住戸の間に共有の芝生を植えた部分があるが、居住者はこれを四ツ目垣で囲みサービスヤード化している。
- 5) 専用庭が向かいあう歩路・小広場の空間構成は次のようになっている。一つは、LDKあるいはWとDKに続く専用庭で、高さ200cm程のコンクリート塀で囲われ、共同歩路への出入口にも高さ150cm程の開き戸がつき、専用庭が遮断される北入および南入住戸のタイプ。もう一つは、東入および西入

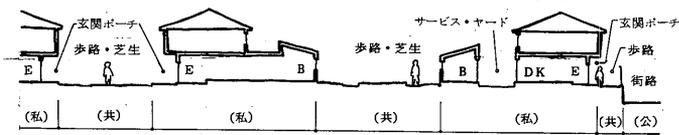
住戸の場合で、中庭形式の専用庭をとり、その一部が共用歩路につながっているが、高さ150cm程の開き戸と私室の壁・腰窓が共用歩路・小広場に面しているタイプである。いずれの専用庭もリビング兼サービスヤードとして機能している。

- 6) 共用歩路をつなぐ路地が2本、共用歩路の一部ではあるが住棟妻側の壁にはさまれた路地空間が一本ある。
- 7) 歩路と路地はカラーアスファルト舗装、小広場は芝生となっている。

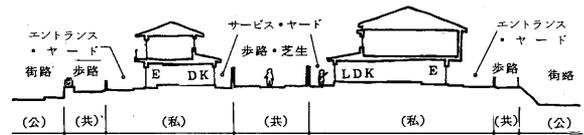
2-7-2 発生行為の実態

図33-36は、発行行為の件数をプロットしたものであるが、これによれば、共用歩路・小広場、路地、街路の使われ方は次のような傾向があることがわかる。

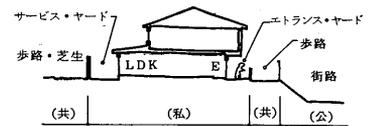
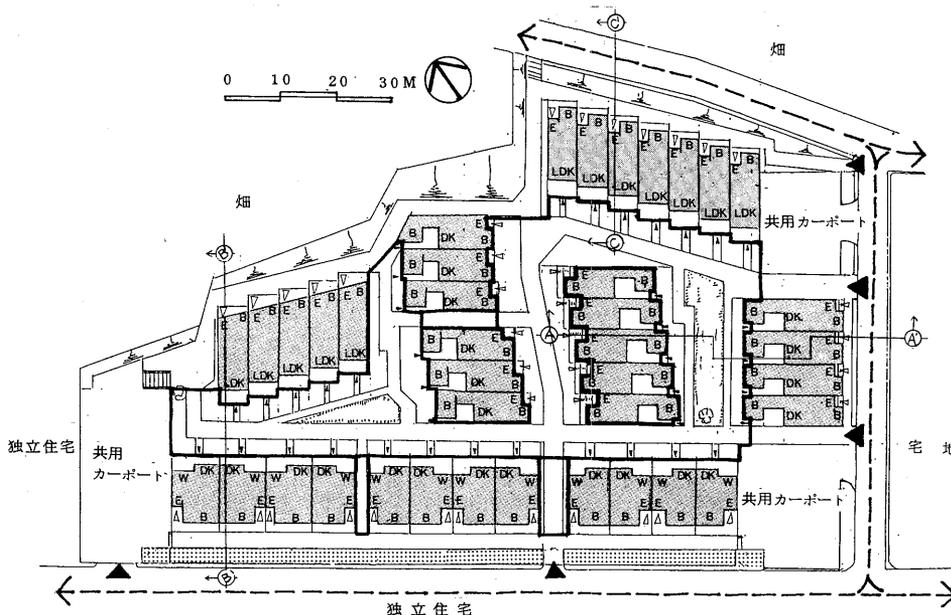
- 1) 敷地へは東・南方向からアプローチするので、敷地南端の街路の交差点からそれぞれ1本目の住棟にはされた直交しあう2本の共用歩路が敷地内の主たる通行軸線になっている。
- 2) あいさつ・立話は、この二つの通行軸線の上で発生する場合と、玄関まわりで発生する場合がある。
- 3) 遊び・育児行為は、西側小広場の縁辺部のやや囲われ感のあるところに集中する他は、直交する2主軸の共用歩路、共用カーポートなどに分散して



A-A'断面図



B-B'断面図



C-C'断面図

図32 桃山台3期の空間構成

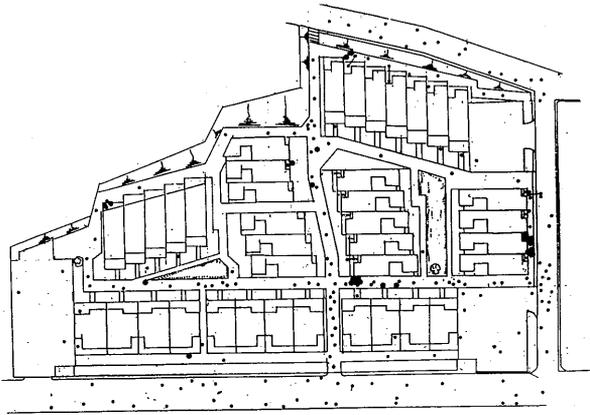


図33 通行・あいさつ・立話の発生場所

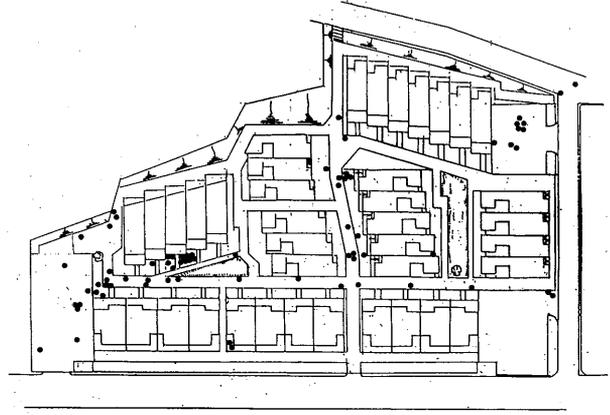


図34 遊び・育児の発生場所

<凡例> ■ 植木の手入れ・そうじ・他
● 休憩

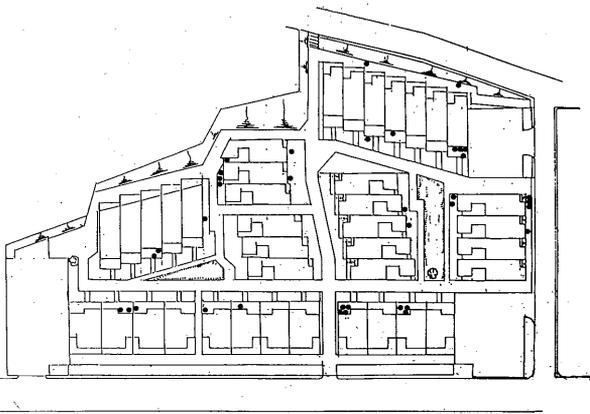


図35 家事の発生場所

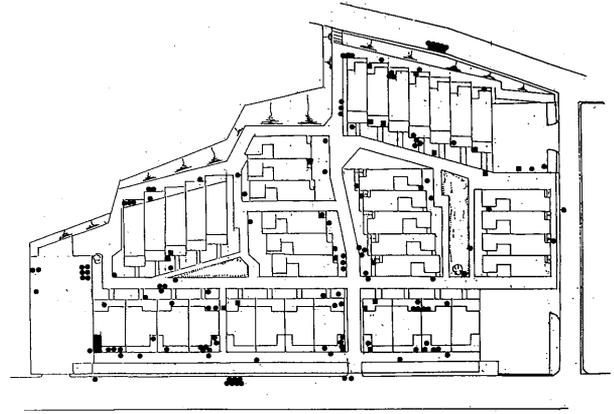


図36 休憩・植木の手入れ・そうじ・その他の発生場所

発生している。

- 4) 家事行為は、北入および南入住戸では主として専用庭に発生し、共用歩路へのはみ出しは少ない。しかし、中庭形式の専用庭をもつ東入および西入り住戸では、専用庭から共用歩路への家事行為のはみ出しがみられ、また、玄関まわりにも家事行為が発生している。
- 5) 休憩行為は玄関まわりと専用庭に分散的に発生している。
- 6) 植木の手入れ・そうじ・その他の行為は専用庭と玄関まわりに発生し、専用庭から共用歩路へあふれだしている。
- 7) 総合的にみれば、専用庭や玄関まわりのスペースが少ないため、共用歩路・小広場への行為のあふれだしが多く、団地全体がかぎり気のないインフォーマルな空間になっている。

2-7-3 共的空間の範囲

外部空間の構成上の特徴と発生行為の傾向から総合的

に判断すると、桃山台3期の共的空間は次のようになる(図32太線枠で囲まれた部分)。

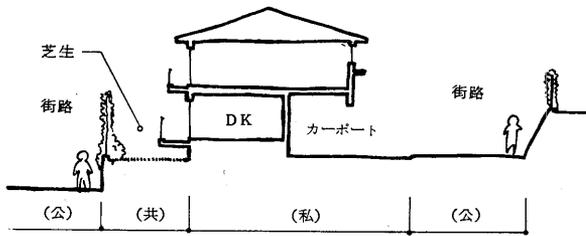
- 1) 住棟で囲まれた共用歩路・小広場と玄関ポーチ・植込み部分(歩路・小広場に面する専用庭は視線が遮断されているので除く)
- 2) 共用路地(2本)と路地的共用歩路(1本)

2-8 千里王子住宅1期・2期

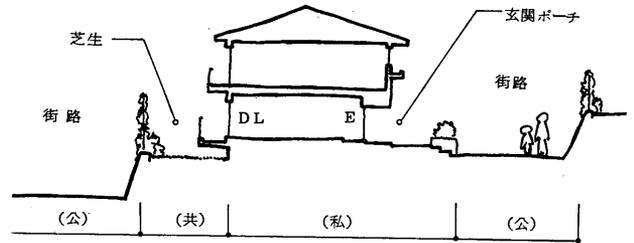
2-8-1 空間構成の特徴

千里王子住宅1期・2期の共用空間は、それぞれ1ヶ所ずつのプレイロットと住戸南側の芝生である。外部空間の構成には次の特徴点がある(図37)。

- 1) 主要な動線軸は、1期が南側街路、2期が北側街路である。2期西端から北へは駅に続いている。
- 2) 住戸はいずれも北入で、玄関ポーチをはさんで、カーポートとわずかなサービスヤードを持つ。サービスヤードは街路から50cm程レベルが上り、その上に50cm程の植込みがあるため、サービスヤードに置かれているモノは街路からは見えにく



A-A' 断面図



B-B' 断面図

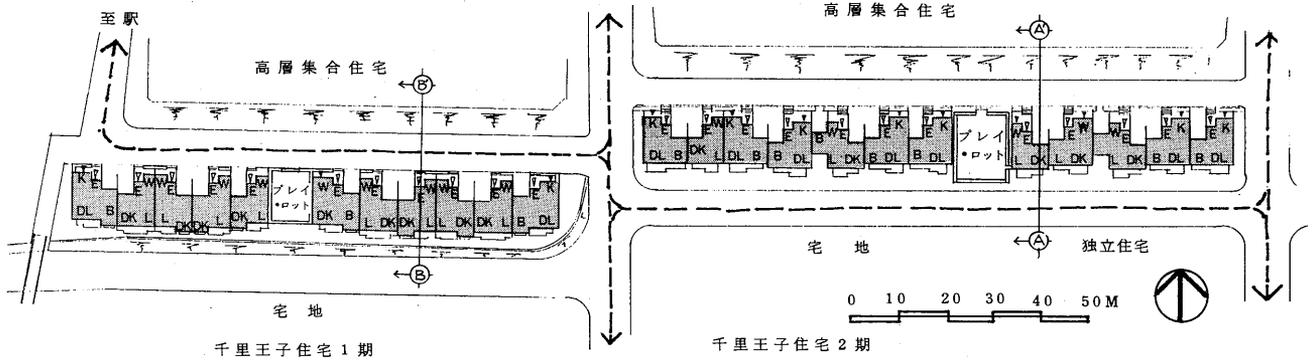


図37 千里王子住宅1期・2期の空間構成

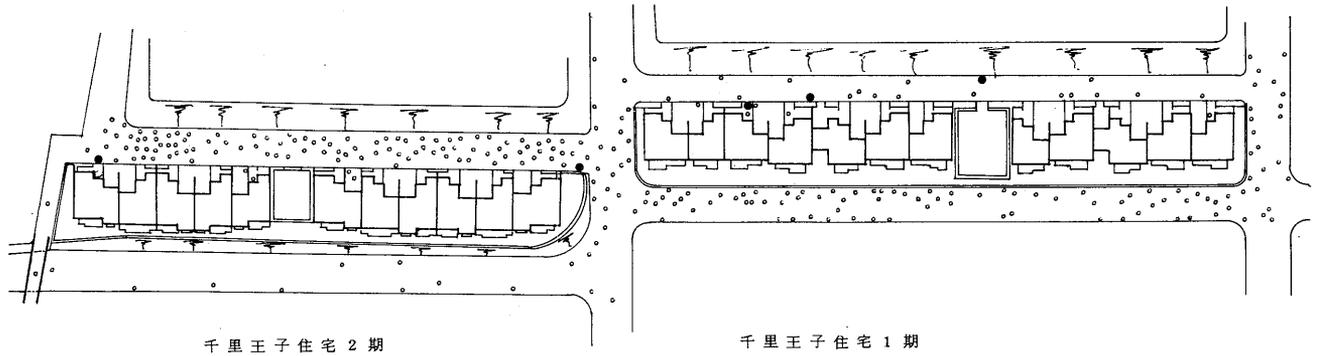


図38 通行・あいさつ・会話の発生場所

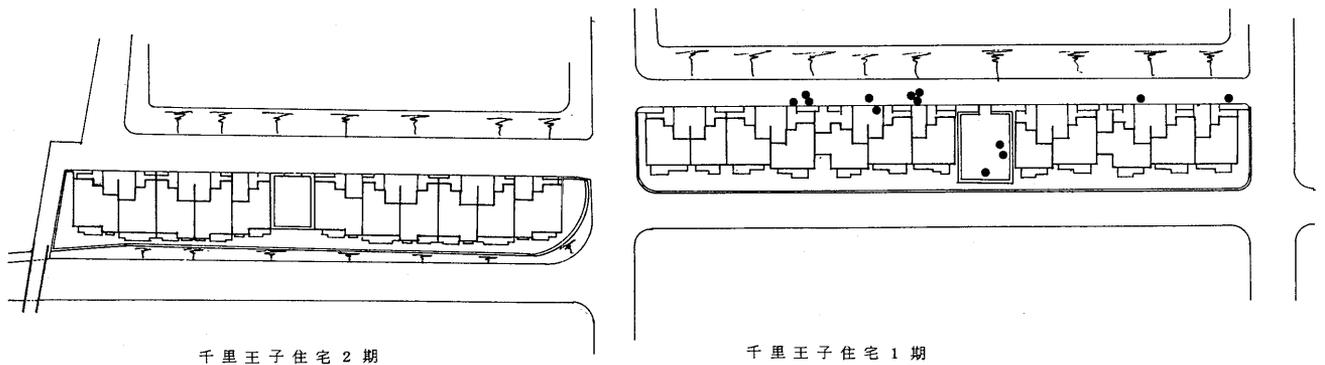
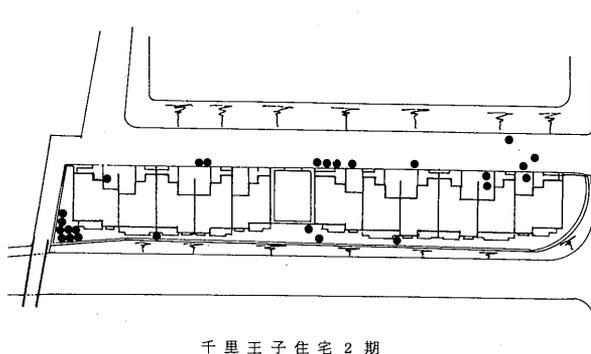
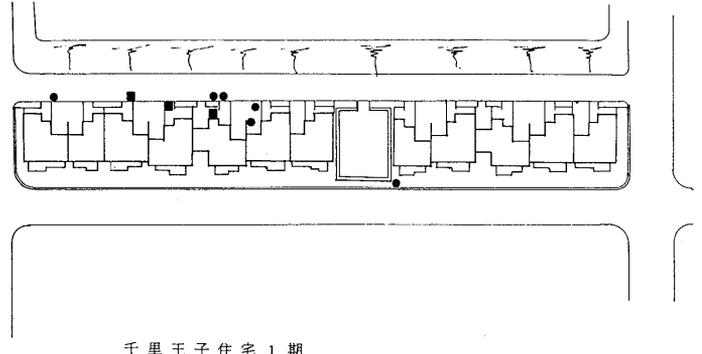


図39 遊び・育児の発生場所



千里王子住宅 2期



千里王子住宅 1期

図40 休憩・植木の手入れ・そうじ・その他の発生場所

い。サービスヤードから住戸内へは台所と洗面所あるいは洗面所のみが続いている。

- 3) 住戸の南側居室はLDおよび台所または私室でバルコニーに続いている。バルコニーから芝生へ出ることはできない。南側街路との境界には生垣がある上に、街路のレベルが下がっているため、街路から住戸内は見えにくい。
- 4) プレイロットは2ヶ所ともフェンスで囲まれ、そのうちの一つは入口にカギがかけられている。ブランコとベンチが土の上に置かれている。

2-8-2 発生行為の実態

図38~40は、発生行為の件数をプロットしたものである。これによれば、街路、玄関まわり、南側芝生、プレイロットの外部空間の使われ方には次の傾向があることがわかる。

- 1) 玄関が面する北側道路は、1期の場合には交通量は少ないが、2期の場合には多い。
- 2) あいさつ・立話は1期、2期とも北側街路あるいはそれに面するサービスヤードで行なわれるが、発生件数は少ない。
- 3) 遊び・育児は1期の北側街路で行なわれている。プレイロットも利用されるが発生件数は少ない。2期の場合には北側街路にもプレイロットにも発生していない。2期の子ども数が少ないこと、北側道路の交通量が多いこと、プレイロットにカギがかけられていること、などが理由になっていると思われる。したがって、2期の子どもたちは1期の北側道路を利用している可能性もある。
- 4) 家事行為にサービスヤードを使うことは少ないので、発生件数は記録されていない。サービスヤードはゴミ置場等に利用されるだけで、家事行為は主としてバルコニーに発生している。
- 5) 休憩行為は1期の玄関まわりに発生しているが、件数は少ない。

- 6) 植木の手入れ・そうじ・その他の行為は、北側道路ではカーポートまわり(洗車等)と南側芝生(植木の手入れ等)に発生している。

2-8-3 共的空間

外部空間の構成の特徴と発生行為の傾向から総合的に判断すると、千里王子1期・2期の外部空間には共的空間と呼べるものは存在しない。

3. 発生行為の特性(省略)

3-1 あいさつ・会話

3-2 遊び・育児

3-3 家事

3-4 休憩

3-5 趣味・維持管理・その他

4. 共的空間の活性化と近隣関係(省略)

4-1 発生行為量の団地別、空間別比較

4-2 近隣関係の団地別、空間別比較

<研究組織>

研究主査	富樫 穎	大阪市立大学助教授
	藤本憲太郎	大阪市立大学大学院
	片山 恭弘	大阪市立大学大学院